

## 出向社員の年間休日数が120日に 満たない場合は休日出勤扱いにせよ！

**JR東海労は、出向社員の労働条件がJR本体で働く社員より多くの面で  
不利益を被っていることについて改善要求しました！**

☆ JR 本体より休日数が少ない場合、差し引き日数に相当する労働時間を D 単価で支給せよ！  
☆ 社員の出向に関する協定における賃金の特別措置について、出向先の年間労働時間数が1,837.5時間を超える場合はD単価（休日出勤）で支給すること。

JR東海で現在行われている出向は、労働条件は「出向先会社の労働条件で」とされています。そのため、年間休日日数120日が保障されていません。多くの出向先会社は、年間休日数が120日を下回っています。JR本体で働く社員は休日出勤すればD単価(160/100)が支給されますが出向社員はA単価(100/100)が支払われています。休日数が少ない上に単価まで最低なのは納得できませんよね！

会社は、出向社員についてもJR東海の就業規則を適用すべきです。年間120日の休日が付与できないのであれば最低でも120日に足りない日数については休日出勤したも<sup>と</sup>して賃<sup>金</sup>をD単価で支払<sup>う</sup>べきです。

団体交渉で会社回答は、「出向先における年間所定労働時間数が1837.5時間を超える場合は、基本給、調整手当、役付手当、技能手当、及び出向作業手当を基礎として、賃金の特別措置を<sup>し</sup>ており、そのような考えはない」として問題解決には至<sup>っ</sup>ていません。

出向は高齢者だけではなく若年出向者も多くいます。休日日数・賃金でこのような不利益な扱いは黙<sup>っ</sup>ていられません。

**要求実現に向け現場から声を上げよう！**